

第1回 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策本部 議事録<概要>

日時	令和2年2月25日(火) 午前9時(部長会后)から
内容	<p>蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱第2条に基づき、本部長を市長、副本部長を副市長及び教育長と決める。蒲郡市民病院長、市民福祉部次長、企画部次長(人事課長)及び教育委員会事務長も本部員として参加する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の情報提供</p> <p>(2) 蒲郡市における対応(基本方針)について</p> <p>ア 各部からの状況報告</p> <p>【総務部長】 本庁出入口にアルコール消毒設置。本日より会議室前にもアルコール消毒を設置した。</p> <p>【子育て支援監】 アルコール消毒は全園入口に設置。</p> <p>【消防長】 本部、出張所の入り口にアルコール消毒を設置。 緊急時は救急車での搬送はある。キーワード“熱”“渡航歴”など聞き、ヒットしたら化学防護服、N95マスク、手袋、ゴーグル、シューズカバーなど全身防護して出動予定。救急車についてもアルコール消毒、必要なら次亜塩素酸で消毒。病院への搬送も同様であり、使用後は廃棄。</p> <p>【教育委員会事務長】 3/3卒業式はアルコールを設置し、実施予定。 給食センター、体育館、公民館もアルコールを設置。公民館は4館未設置のため、本日納入後配布し、設置予定。</p> <p>イ イベント等の中止及び延期の方針、市の施設の対応</p> <p>【事務局】 市の中止及び延期の基準については、具体的に決めていく必要はある。 屋内・屋外においても同様の対応。</p> <p>ウ 職員の行動</p> <p>【事務局】 家族で感染者が出た場合、職員も自宅待機。 体温計を各課に配布。窓口対応の部・係はマスク着用。</p>
次回課題等	今後、各部・課での対応策を検討し、案などがあれば市民福祉部長に集約する

<対策本部における決定事項>

- ・アルコール消毒の設置：市役所庁舎内におけるアルコール消毒の設置
(本庁出入口・会議室前・各課)
すべての庁外施設(保育園、小中学校、競艇場、消防本部・出張所、児童館、児童クラブなど)
※アルコールについては総務部で購入。必要課はそれぞれ容器に入れ替え使用する
※現在未設置及び在庫のない部署には配布予定
- ・マスク着用：本庁内1.2階の窓口対応職員、全保育園の保育士、児童クラブ職員
※予備などを確認し、必要部署は早急に対応
- ・職員への対応：体温計を各課へ配布(体調不良者については体温測定)
発熱、咳など体調不良を感じた場合は年休など取得し休む
予防対策を徹底し、体調管理に心がける
- ・イベント及び各種事業の中止及び延期：
 - (1) 高齢者や糖尿病・心不全といった持病がある人などの参加が多い
 - (2) 参加者同士での濃厚接触の可能性が高い、または密集度が高い
 - (3) 医療に従事する人や消防職員など市民の救命救急に関わる人及び福祉施設職員が多く参加する
 - (4) 不特定多数の者が多数参加する(おおむね100人以上)
 - (5) 特に市長が中止及び延期すべきと認める場合
- ・感染症予防対策：リーフレット類を活用して周知

<今後について>

- ・イベント及び各種事業の中止及び延期については、公務上必要な会議もあるため一律に中止にすることは難しい。具体的な基準を設ける必要がある。今後のイベント及び各種事業について各部・課で検討し、市民福祉部長へ報告する。
↓
- ・対策本部で報告し、具体的な基準を設ける。

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱<抜粋>

- 第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
 - 4 本部員は、部長、部長相当職、次長及び次長相当職のうちから市長が指名した者とする。
 - 5 その他市長が指名する者を本部員とすることができる。
 - 6 市長は、前各項に定める者のほか、必要があると認めるときは、本部に学識経験者をアドバイザーとして置くことができる。